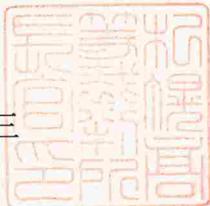


札高裁総第 738 号

令和 2 年 10 月 6 日

山 中 理 司 様

札幌高等裁判所長官 合 田 悅 三



司法行政文書開示通知書

7 月 16 日付け（同月 20 日受付、札高裁総第 578 号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称

「業務回復局面における管内各庁における事務処理態勢の検討状況（実情）について」と題する文書（片面で 3 枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

（担当） 総務課 電話 011-330-4026 （文書第二係）

業務回復局面における管内各庁における事務処理態勢の検討状況（実情）について

【札幌高裁管内における検討手法について】

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法においては、政府において対策の実施に関する基本的な方針を定め、これに基づき都道府県知事が当該都道府県の区域にかかる実施計画を策定し、政府による緊急事態宣言の前後を通じ、都道府県知事が、住民等に対し必要な協力要請をするものとされている（同法24条9項、45条1項等）。
- 2 このため、他の都府県とは異なり、北海道においては、北海道知事の要請を受けて、管内各庁が足並みをそろえた事務処理態勢を整える必要があり、高裁において道知事の要請を踏まえた方針の大枠を策定し、これに基づいて各庁に具体的な態勢づくりの検討を依頼するという手法を取った。
- 3 5月25日（月）、政府の緊急事態宣言が解除され、それまでの「出勤者数の7割削減」を目指す政府方針はなくなったが、同日出された北海道の取組（「『新型コロナウイルス感染症』感染拡大防止に向けた『北海道』における取組」）においては、依然として「外出自粛」が要請され（新規感染者の発生が多い札幌地家裁本庁が所在する石狩振興局内については、「外出自粛」が強く要請されていた。）、また、「従業員の出勤数の制限」も引き続き要請されていた。そこで、「GW明け以降の事務処理態勢について（メモ）」の（想定3）を踏まえ、高裁から管内各庁に対し、6月1日（月）から、札幌地家裁本庁では50%の登庁率の、その他の庁・支部では70%の登庁率の、それぞれ枠内で、BCPやこれまで配布された資料等を踏まえて、拡大する事務や登庁者のシフトを検討するよう依頼した。管内各庁では、この依頼に沿って、所長から、各部署ごとに、拡大する事務や登庁者のシフト等を検討してもらい（以下、「第1段階の検討」という。）、6月1日（月）から実践した。
- 4 5月29日（金）に北海道が出した「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」では、感染リスク低減のための「新北海道スタイル」の実践が求められるのみで、「外出自粛」要請や「従業員の出勤数の制限」要請はなくなった。そこで、6月4日（木）に行った管内所長事務打合せにおいて、高裁から各所長に対し、6月15日（月）からの登庁率について、引き続き在宅勤務は奨励されているものの、100%に戻すこともあり得るとの前提で再検討するよう依頼するとともに、「新北海道スタイル」を踏まえた「3密」防止策の検討とその準備を依頼した。管内各庁で検討した結果（以下、「第2段階の検討」という。）、各庁とも、6月15日

(月)からは、順次「3密」防止策を取りつつ、概ね90～100%の職員を登庁させて事務を行うこととなった。

5 なお、上記3の北海道の取組はその期間を「5月25日（月）から5月31日（日）まで」とするものであったが、これに対応する裁判所の事務処理態勢は6月1日（月）からの実施となり、上記4の北海道の基本方針は6月1日（月）を始期とするものであったが、これに対応する裁判所の事務処理態勢は、「3密」防止策の検討や準備のため、6月15日（月）からの実施となった。また、上記3の裁判所の事務処理態勢については、緊急事態宣言解除後も登庁率を50%ないし70%に抑えるものであったため、裁判所部内のみならず、各弁護士会やマスコミに対しても、北海道知事の要請を踏まえた方針であることを丁寧に説明してその理解を得る必要があった。

【第1段階の検討についての所長作成メモから】

（札幌地裁） 緊急事態宣言が解除されても当面は5割程度の登庁率になるであろうという話をしていたので、高裁の依頼に対する部総括らの反応は、やむを得ないというものであった。もっとも、民事部・簡裁は、期日再開が6月下旬になるので、6月1日からの登庁率は5割程度の案を出してきたが、刑事部は、大型否認事件や裁判員裁判を始める前の打合せ等のため人手が必要とのことで、登庁率7割弱の案を出してきた。所長が刑事部部総括を集めて話し合い、所長の方から、感染拡大防止の必要性や他庁・他部が登庁率を5割程度に抑えている状況を説明したところ、刑事部部総括らも納得し、登庁率を下げた案を出してきた。

（札幌家裁） 高裁の依頼があったとき、家事部や裁判官室からは、なぜ札幌だけが5割なのかという反応が強かった。家事部では、この間、問い合わせや申立ての件数が変わらず、勝利すべき業務量も変わっていなかったためである。所長の方からは、石狩管内とそれ以外とでは道の自粛要請のレベルが違うので、石狩管内で登庁率を上げるのは無理であると説明し、何とか納得してもらった。

（函館） 高裁の依頼を受けて、所長からは、裁判官らに対し、試行錯誤しながら徐々に最善策を確立する方針で、素早く第一案を実施できるようにしようと伝えた。また、事件関係室の感染防止策を優先させる、全種類の事件で期日を入れていく（少々期日間隔が長くなつても仕方がない）との方針を示した。事件処理を優先させた結果、民事部では、書記官の登庁割合が高くなつた半面、事務官の登庁割合を低くせざるを得なかつたため、負担の不

公平感（モチベーション低下）といった課題もあった。

- (旭川) 高裁の依頼に対し、裁判官や職員からは、登庁率が低すぎるとも高すぎるとも反応はなかった。旭川管内は本庁の裁判官がすべての支部にてん補しているため、支部期日をどうするか、てん補の際の移動手段をどうするかといった点が課題となつたが、官用車でてん補させることとした。また、弁護士会から裁判所の執務態勢について問い合わせを受けていたため、対応を検討し、所長自らが弁護士会会长と対話して納得していただいた。
- (釧路) 北海道の新規感染者は、ほとんどが札幌中心であり、釧路管内の新規感染者はほとんど出ていなかつたため、裁判官や職員の中には、登庁率を抑制して業務を縮小する必要性を得心できていない状況も垣間見られたが、所長から口頭で説明するなどして理解を求めるよう努めた。釧路管内は比較的規模の大きな支部があるので、テレビ会議を使って、各支部長・庶務課長との認識共有を図つた。

【第2段階の検討についての所長作成メモから】

- (札幌地裁) 「3密」防止策の検討に当たり、新たな備品整備に関する意見が多く出された。また、在宅勤務に向けた環境整備等、上級庁を巻き込んだ検討が必要との意見もあった。
- (札幌家裁) 4月20日以降、1か月半の調停期日がほぼ全件取り消されたことに加え、使用できる調停室が減少したため、期日指定がかなり先にならざるを得なくなっている。「3密」防止のための工夫に加え、期日の入れ方等の工夫についても、議論している。
- (函館) 所長からは、秋冬に懸念される第2波に備え、今のうちに事件処理を進められるよう指示した。飛沫防止のための備品整備に時間を要する点が課題である。なお、遮蔽板を作りしている国民もいることから、所長においても自ら遮蔽板を20個ほど製作した。
- (旭川) 今後は徐々に滞留している事件の処理を進めていかなければならない。
- (釧路) 「3密」防止策の検討に当たり、裁判部と事務局が統一的に考えるべきところ、検討時間が足りず、各々検討するのみで終わってしまった。今後も感染防止策等を検討するに当たっては、事務局と裁判部との間における情報の伝達や共有の在り方について、問題点の洗い出しから振り返りを行うことも有益であろうと考えている。また、在宅勤務の在り方について、裁判部と事務局との間で効果的な活用に差がある。特に裁判部における在宅勤務については、クリアすべき課題が多いと感じる。

以上